

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年12月28日

【発行者名】 ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）
(Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman))

【代表者の役職氏名】 取締役 松葉 恭明

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309号、
メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド気付
(c/o Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House,
South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman
Islands)

【代理人の氏名又は
名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は
所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 下瀬 伸彦
同 大西 信治
同 白川 剛士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【届出の対象とした
募集（売出）外国投
資信託受益証券に係
るファンドの名称】 ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ -
ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配
型） - 通貨ドラゴン -
(Daiwa Discovery Fund Series - Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond
Fund (Monthly Distribution) - Currency Dragon -)

【届出の対象とした
募集（売出）外国投
資信託受益証券の金
額】 米ドル・コース受益証券、ブラジル・レアル・ヘッジコース受益証券および
豪ドル・ヘッジコース受益証券：
各受益証券につき6億アメリカ合衆国ドル（約628億円）を上限とし、か
つ各受益証券の合計で6億アメリカ合衆国ドル（約628億円）を上限とし
ます。

(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、2020年10月30日現
在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝104.60円）によりま
す。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2020年9月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により訂正および追加するため、また、その他情報の更新を反映するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

_____の部分は訂正箇所を示します。ただし、全文修正（更新）の場合は下線を付しておりません。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容（*）と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 () 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
第1 ファンドの状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
1 ファンドの性格	(2) 投資資産 投資有価証券の 主要銘柄 投資不動産物件 その他投資資産の 主要なもの		投資有価証券の 主要銘柄 投資不動産物件 その他投資資産 の主要なもの	更新
5 運用状況	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの 実績		2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
1 財務諸表	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
第三部 特別情報			(2) 事業の内容及び 営業の状況	更新
第1 管理会社の概況			(3) その他	追加
1 管理会社の概況	(d) 訴訟事件その他の 重要事項			
2 事業の内容及び営業の概況				
5 その他				
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		追加

*半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

1 ファンドの運用状況

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ・リミテッド（ケイマン）（以下「管理会社」といいます。）が管理するダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型） - 通貨ドラゴン - （Daiwa Discovery Fund Series - Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) - Currency Dragon - ）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は、以下の通りです。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2020年10月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （米ドル）	投資比率 （％）
投資信託	ケイマン諸島	10,906,565.84	89.93
現金・その他の資産（負債控除後）		1,221,811.23	10.07
合計 （純資産総額）		12,128,377.07 （約1,269百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、2020年10月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場（1米ドル＝104.60円）によります。以下同じです。

（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されていますが、各受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行います。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

投資有価証券の主要銘柄

（2020年10月末日現在）

銘柄の名称	国名	株数 （株）	取得原価 （単価） （米ドル）	取得原価 （金額） （米ドル）	時価 （単価） （米ドル）	時価 （金額） （米ドル）	投資 比率 （％）
ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドル・クラス受益証券	ケイマン 諸島	63,423.91	157.447	9,985,919.85	171.963	10,906,565.84	89.93

参考情報

●＜参考情報＞ダイワ・グローバル・トラスト・ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの組入上位銘柄（2020年10月末日現在）

順位	銘柄の名称	発行地	種類	利率（％）	償還期限	組入比率（％）
1	ABJA INVESTMENT 5.45% 01/24/28	シンガポール	社債	5.450	2028年1月24日	2.60
2	CHINA SCE GRP H 7.25% 04/19/23	ケイマン諸島	社債	7.250	2023年4月19日	2.06
3	MELCO RESORTS 5.375% 12/04/29	ケイマン諸島	社債	5.375	2029年12月4日	1.84
4	JSW STEEL LTD 5.375% 04/04/25	インド	社債	5.375	2025年4月4日	1.80
5	YUZHOU GROUP 7.375% 01/13/26	ケイマン諸島	社債	7.375	2026年1月13日	1.74
6	DELHI INTL AIRP 6.45% 06/04/29	インド	社債	6.450	2029年6月4日	1.62
7	GREENKO INVEST 4.875% 08/16/23	モーリシャス	社債	4.875	2023年8月16日	1.61
8	YUZHOU GROUP V/R /PERP/	ケイマン諸島	社債	5.375	2169年3月29日	1.54
9	VEDANTA RESOUR 6.125% 08/09/24	イギリス	社債	6.125	2024年8月9日	1.52
10	FORTUNE STAR BV 6.85% 07/02/24	英領ヴァージン諸島	社債	6.850	2024年7月2日	1.46

（注）組入比率とは、投資対象ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません（2020年10月末日現在）。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません（2020年10月末日現在）。

（２）運用実績

純資産の推移

2020年10月末日前一年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

< 米ドル・コース >

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2019年11月末日	2,962	310	97.08	10,155
12月末日	2,924	306	96.70	10,115
2020年 1 月末日	2,932	307	97.23	10,170
2 月末日	2,919	305	96.81	10,126
3 月末日	2,437	255	81.26	8,500
4 月末日	2,520	264	84.62	8,851
5 月末日	2,620	274	87.95	9,200
6 月末日	2,706	283	90.84	9,502
7 月末日	2,740	287	92.29	9,654
8 月末日	2,782	291	93.68	9,799
9 月末日	2,723	285	91.68	9,590
10月末日	2,673	280	90.80	9,498

（注）上記「純資産総額」および「１口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産総額および１口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

< ブラジル・リアル・ヘッジコース >

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2019年11月末日	15,004	1,569	41.49	4,340
12月末日	15,453	1,616	43.36	4,535
2020年 1 月末日	14,594	1,527	40.95	4,283
2 月末日	13,248	1,386	38.61	4,039
3 月末日	9,181	960	28.08	2,937
4 月末日	8,819	922	27.13	2,838
5 月末日	9,406	984	29.02	3,035
6 月末日	9,578	1,002	29.62	3,098
7 月末日	10,258	1,073	31.74	3,320
8 月末日	9,917	1,037	30.71	3,212
9 月末日	9,374	981	29.03	3,037
10月末日	9,047	946	28.02	2,931

< 豪ドル・ヘッジコース >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2019年11月末日	634	66	66.89	6,997
12月末日	653	68	68.93	7,210
2020年 1 月末日	536	56	66.35	6,940
2 月末日	514	54	63.65	6,658
3 月末日	360	38	50.36	5,268
4 月末日	398	42	55.61	5,817
5 月末日	423	44	59.13	6,185
6 月末日	453	47	63.38	6,630
7 月末日	456	48	67.08	7,017
8 月末日	474	50	69.73	7,294
9 月末日	453	47	66.55	6,961
10月末日	409	43	64.55	6,752

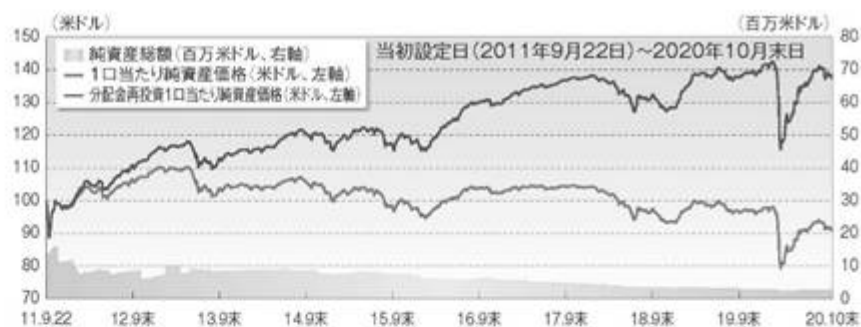
参考情報

基準価額・純資産の推移

米ドル・コース

1口当たり 純資産価格	90.80米ドル
純資産総額	2,673千米ドル

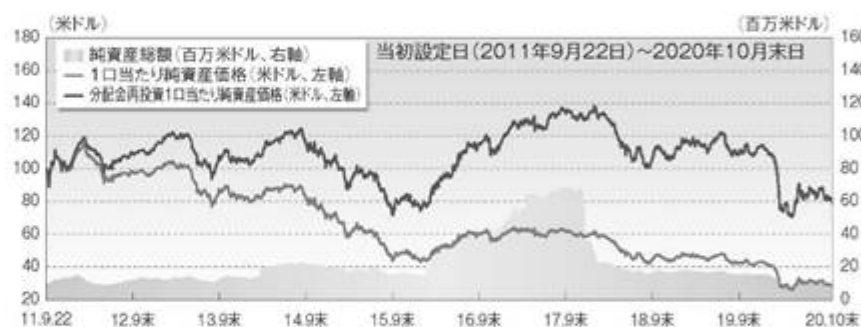
(2020年10月末日現在)



ブラジル・リアル・ヘッジコース

1口当たり 純資産価格	28.02米ドル
純資産総額	9,047千米ドル

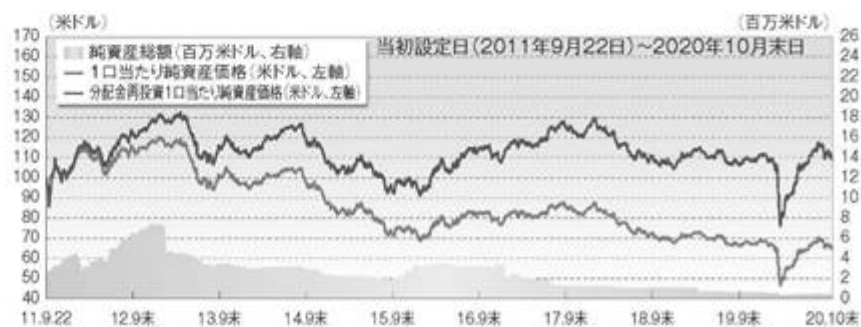
(2020年10月末日現在)



豪ドル・ヘッジコース

1口当たり 純資産価格	64.55米ドル
純資産総額	409千米ドル

(2020年10月末日現在)



(注) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、各コースの公表されている1口当たり純資産価格に各分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なります。

分配の推移

下記期間および2020年10月末日前一年間における各月の分配の推移は、以下の通りです。

< 米ドル・コース >

	1 口当たりの分配金	
	米ドル	円
2019年11月 1 日 ~ 2020年10月末日	5.10	533.46
2019年11月	0.40	41.84
12月	0.40	41.84
2020年 1 月	0.40	41.84
2 月	0.40	41.84
3 月	0.40	41.84
4 月	0.40	41.84
5 月	0.50	52.30
6 月	0.50	52.30
7 月	0.50	52.30
8 月	0.40	41.84
9 月	0.40	41.84
10月	0.40	41.84

< ブラジル・リアル・ヘッジコース >

	1 口当たりの分配金	
	米ドル	円
2019年11月 1 日 ~ 2020年10月末日	2.70	282.42
2019年11月	0.30	31.38
12月	0.30	31.38
2020年 1 月	0.30	31.38
2 月	0.20	20.92
3 月	0.20	20.92
4 月	0.20	20.92
5 月	0.20	20.92
6 月	0.20	20.92
7 月	0.20	20.92
8 月	0.20	20.92
9 月	0.20	20.92
10月	0.20	20.92

< 豪ドル・ヘッジコース >

	1口当たりの分配金	
	米ドル	円
2019年11月1日～ 2020年10月末日	3.00	313.80
2019年11月	0.20	20.92
12月	0.20	20.92
2020年1月	0.20	20.92
2月	0.20	20.92
3月	0.20	20.92
4月	0.20	20.92
5月	0.30	31.38
6月	0.30	31.38
7月	0.30	31.38
8月	0.30	31.38
9月	0.30	31.38
10月	0.30	31.38

参考情報

分配の推移

米ドル・コース		ブラジル・リアル・ヘッジコース		豪ドル・ヘッジコース	
	1口当たりの分配金 米ドル		1口当たりの分配金 米ドル		1口当たりの分配金 米ドル
第1会計年度	1.60	第1会計年度	4.80	第1会計年度	2.80
第2会計年度	4.80	第2会計年度	11.20	第2会計年度	8.40
第3会計年度	4.80	第3会計年度	9.60	第3会計年度	6.40
第4会計年度	4.80	第4会計年度	11.40	第4会計年度	6.00
第5会計年度	4.80	第5会計年度	8.60	第5会計年度	5.30
第6会計年度	4.80	第6会計年度	7.90	第6会計年度	4.80
第7会計年度	4.10	第7会計年度	6.50	第7会計年度	3.70
第8会計年度	4.00	第8会計年度	4.20	第8会計年度	3.60
第9会計年度	4.80	第9会計年度	3.40	第9会計年度	2.90
2020年4月1日～ 2020年9月末日	2.70	2020年4月1日～ 2020年9月末日	1.20	2020年4月1日～ 2020年9月末日	1.70
設定来累計	41.20	設定来累計	68.80	設定来累計	45.60

（注）上記表中の「設定来累計」は、2020年9月末日までの累計額を記載しています。

収益率の推移

下記期間における収益率は、以下の通りです。

< 米ドル・コース >

期間	収益率（注）
2019年11月1日～2020年10月末日	-1.53%
2020年4月1日～2020年9月末日	16.15%

< ブラジル・リアル・ヘッジコース >

期間	収益率（注）
2019年11月1日～2020年10月末日	-30.02%
2020年4月1日～2020年9月末日	7.66%

< 豪ドル・ヘッジコース >

期間	収益率（注）
2019年11月1日～2020年10月末日	-1.16%
2020年4月1日～2020年9月末日	35.52%

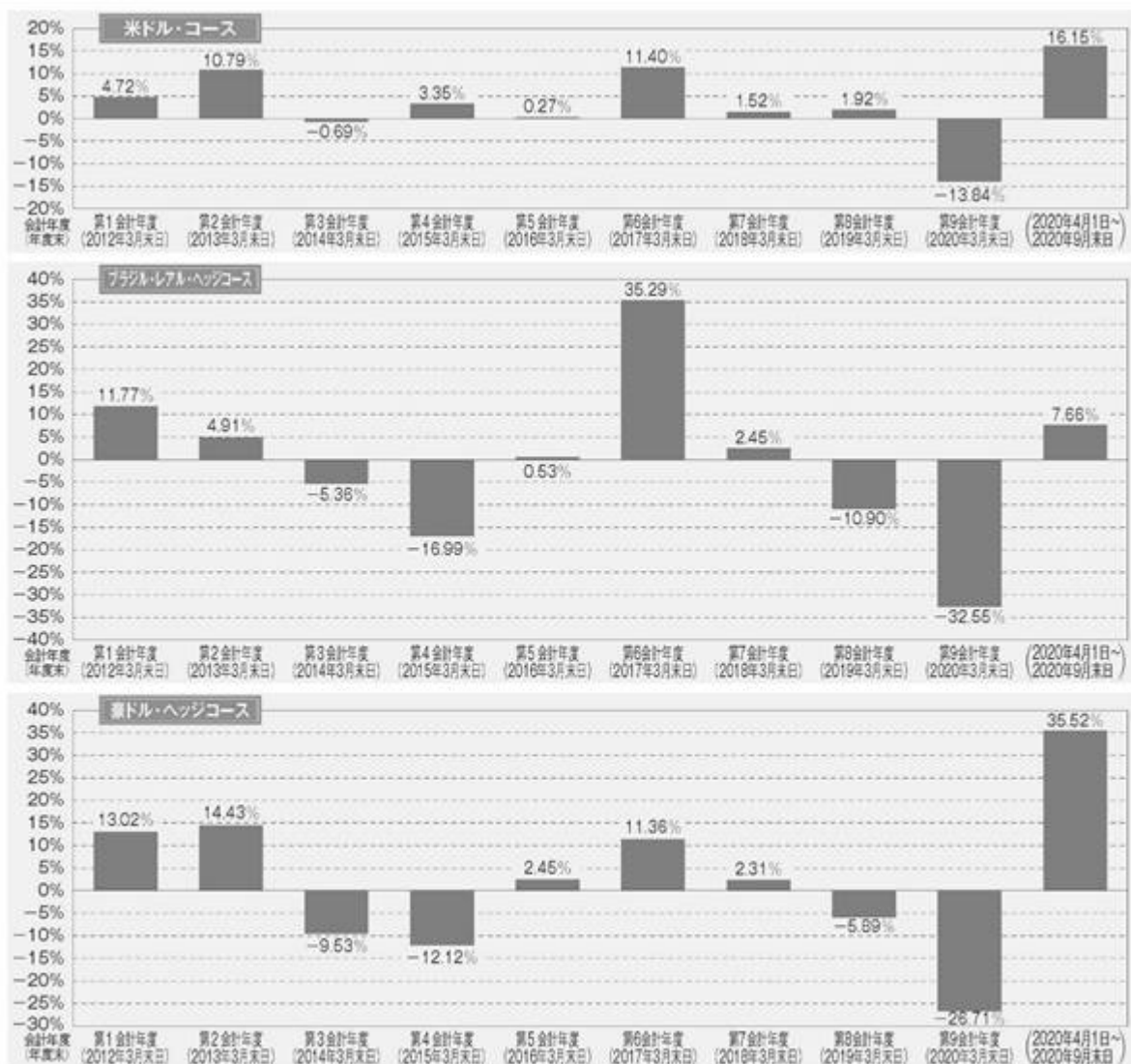
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該期間最終日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

参考情報

年間収益率の推移



（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該期間最終日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格（100.00米ドル））

ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2020年10月末日前一年間における販売および買戻しの実績ならびに2020年10月末日現在の発行済口数は、以下の通りです。

< 米ドル・コース >

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2019年11月1日～ 2020年10月末日	495 (495)	1,117 (1,117)	29,435 (29,435)

< ブラジル・レアル・ヘッジコース >

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2019年11月1日～ 2020年10月末日	6 (6)	39,067 (39,067)	322,849 (322,849)

< 豪ドル・ヘッジコース >

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2019年11月1日～ 2020年10月末日	0 (0)	3,135 (3,135)	6,337 (6,337)

（注）括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表します。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本文の中間財務書類は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2020年10月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝104.60円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

（１）資産及び負債の状況

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド

（毎月分配型）- 通貨ドラゴン

ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ

（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

資産負債計算書

2020年9月30日現在（未監査）

	米ドル	千円
資産		
投資対象ファンドへの投資および短期投資、時価 （取得原価11,588,830米ドル（1,212,192千円））	12,682,420	1,326,581
現金	11	1
取引相手への担保金	640,000	66,944
資産合計	13,322,431	1,393,526
負債		
先渡為替契約に係る未実現評価損	655,462	68,561
未払金：		
未払専門家報酬	70,465	7,371
未払受託報酬	13,751	1,438
未払印刷費	8,650	905
未払販売報酬	7,355	769
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	5,013	524
未払資産保管報酬	3,034	317
未払登録料	2,581	270
未払管理会社代行サービス報酬	2,452	256
未払投資運用報酬	2,268	237
未払代行協会員報酬	1,226	128
未払管理報酬	245	26
その他負債	626	65
負債合計	773,128	80,869
純資産	12,549,303	1,312,657
豪ドル・ヘッジコース	452,696	47,352
ブラジル・レアル・ヘッジコース	9,374,084	980,529
米ドル・コース	2,722,523	284,776
	12,549,303	1,312,657
発行済受益証券口数		
豪ドル・ヘッジコース	6,802口	
ブラジル・レアル・ヘッジコース	322,909口	
米ドル・コース	29,695口	
受益証券1口当たり純資産価額		
豪ドル・ヘッジコース	66.55	6,961円
ブラジル・レアル・ヘッジコース	29.03	3,037円
米ドル・コース	91.68	9,590円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

損益計算書

2020年9月30日に終了した6か月間（未監査）

	米ドル	千円
投資収益		
受取利息	85	9
投資収益合計	85	9
費用		
販売報酬	39,225	4,103
専門家報酬	36,099	3,776
管理会社代行サービス報酬	13,075	1,368
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	12,826	1,342
投資運用報酬	12,094	1,265
資産保管報酬	8,849	926
印刷費	8,632	903
代行協会員報酬	6,537	684
受託報酬	3,692	386
管理報酬	1,307	137
登録料	529	55
その他費用	1,338	140
費用合計	144,203	15,084
投資純損失	(144,118)	(15,075)
実現および未実現利益（損失）：		
以下に係る実現純利益（損失）：		
投資対象ファンドの売却	(40,286)	(4,214)
為替取引および先渡為替契約	(305,038)	(31,907)
実現純損失	(345,324)	(36,121)
以下による未実現評価益（損）の純変動：		
投資対象ファンドへの投資	2,081,312	217,705
為替換算および先渡為替契約	(374,052)	(39,126)
未実現評価益の純変動	1,707,260	178,579
実現および未実現純利益	1,361,936	142,459
運用による純資産の純増加	1,217,818	127,384

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

純資産変動計算書

2020年9月30日に終了した6か月間（未監査）

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）		
投資純損失	(144,118)	(15,075)
実現純損失	(345,324)	(36,121)
未実現評価益の純変動	1,707,260	178,579
運用による純資産の純増加	<u>1,217,818</u>	<u>127,384</u>
受益者への分配	(481,496)	(50,364)
ファンド受益証券取引による純資産の純減少	<u>(163,946)</u>	<u>(17,149)</u>
純資産の純増加	572,376	59,871
純資産		
期首	<u>11,976,927</u>	<u>1,252,787</u>
期末	<u>12,549,303</u>	<u>1,312,657</u>

	豪ドル・ ヘッジコース	ブラジル・リアル・ ヘッジコース	米ドル・コース
ファンド受益証券取引			
受益証券口数			
発行	-	6 口	-
買戻し	(350)口	(4,052)口	(302)口
受益証券口数の純変動	<u>(350)口</u>	<u>(4,046)口</u>	<u>(302)口</u>

	豪ドル・ ヘッジコース 米ドル	ブラジル・リアル・ ヘッジコース 米ドル	米ドル・コース 米ドル
金額			
発行	-	189	-
買戻し	(22,575)	(115,759)	(25,801)
ファンド受益証券取引による純資産の純減少	<u>(22,575)</u>	<u>(115,570)</u>	<u>(25,801)</u>

	豪ドル・ ヘッジコース 千円	ブラジル・リアル・ ヘッジコース 千円	米ドル・コース 千円
金額			
発行	-	20	-
買戻し	(2,361)	(12,108)	(2,699)
ファンド受益証券取引による純資産の純減少	<u>(2,361)</u>	<u>(12,089)</u>	<u>(2,699)</u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型） - 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

財務ハイライト

2020年9月30日に終了した6か月間（未監査）

受益証券1口当たり要約データ：

	豪ドル・ ヘッジコース 米ドル	ブラジル・レアル・ ヘッジコース 米ドル	米ドル・コース 米ドル
受益証券1口当たり期首純資産価額	50.36	28.08	81.25
投資純損失 [±]	(0.70)	(0.34)	(1.01)
投資による実現および未実現純利益 / （損失）	18.59	2.49	14.14
投資活動による利益 / （損失）合計	17.89	2.15	13.13
受益者への分配	(1.70)	(1.20)	(2.70)
受益証券1口当たり期末純資産価額	66.55	29.03	91.68
	豪ドル・ ヘッジコース 円	ブラジル・レアル・ ヘッジコース 円	米ドル・コース 円
受益証券1口当たり期首純資産価額	5,268	2,937	8,499
投資純損失 [±]	(73)	(36)	(106)
投資による実現および未実現純利益 / （損失）	1,945	260	1,479
投資活動による利益 / （損失）合計	1,871	225	1,373
受益者への分配	(178)	(126)	(282)
受益証券1口当たり期末純資産価額	6,961	3,037	9,590
	豪ドル・ ヘッジコース	ブラジル・レアル・ ヘッジコース	米ドル・コース
トータル・リターン [*]	35.87%	7.67%	16.34%
期末純資産	452,696米ドル (47,352千円)	9,374,084米ドル (980,529千円)	2,722,523米ドル (284,776千円)
平均純資産に対する費用合計の比率 ^{**}	1.91 %	1.91 %	1.90 %
平均純資産に対する投資損失の比率 ^{**}	(1.91) %	(1.90) %	(1.90) %

± 期中の平均発行済受益証券口数に基づいて計算されている。

* トータル・リターンは、分配再投資による影響を考慮している。1年未満の期間について年率換算されていない。

** 1年未満の期間について年率換算されている。当ファンドは他のファンドに投資しており、当ファンドの投資対象であるダイワ／フィデリティ・アジア・ハイイールド・ボンド・ファンドにおいて発生した手数料および費用の比例持分を間接的に負担している。この比率には、これらの間接的な手数料および費用は含まれていない。

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（２）投資有価証券明細表等

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

投資有価証券明細表
2020年9月30日現在（未監査）

	受益証券口数 ／元本金額 米ドル	純資産 比率 %	時価 米ドル
投資対象ファンドへの投資（97.3％）			
ケイマン諸島（97.3％）			
ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド ・ボンド・ファンド（ダイワ・グローバル・ トラストのサブ・ファンド）			
米ドル・クラス（取得原価11,115,346米ドル）	70,681	97.3%	12,208,936
ケイマン諸島合計			12,208,936
短期投資（3.8％）			
英国（3.8％）			
定期預金（3.8％）			
Barclays Bank PLC			
0.01% due 10/01/20	米ドル 473,484	3.8	473,484
英国合計			473,484
短期投資合計（取得原価473,484米ドル）			473,484
投資対象ファンドへの投資および短期投資合計 （取得原価11,588,830米ドル）		101.1	12,682,420
負債額を超過する現金およびその他資産		(1.1)	(133,117)
純資産		100.0%	12,549,303

豪ドル・ヘッジコース 先渡為替契約

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現 評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現 純評価（損） （米ドル）
	スタンダード チャータード・ AUD バンク	632,779	2020年 10月29日	USD	461,567	-	(8,001)	(8,001)

ブラジル・レアル・ヘッジコース 先渡為替契約

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現 評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現 純評価（損） （米ドル）
	スタンダード チャータード・ BRL バンク	52,942,357	2019年 10月29日	USD	10,035,284	-	(647,461)	(647,461)

2020年9月30日現在、ファンドはダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産の22.33%を有していた。投資対象ファンドの各発行体の額面に対するファンドの比例持分のうち、ファンドの純資産の5%を超えたものは以下の通りである。

取引種別	受渡日	買予約契約額		売予約契約額		未実現 純評価益（損） （米ドル）	公正価値に対する サブ・ファンドの 比例持分 （米ドル）
	2020年						
先渡為替契約	10月29日	CNY	39,107,537	USD	5,767,436	(35,517)	(7,931)
	2020年						
先渡為替契約	10月29日	IDR	85,075,764,102	USD	5,763,940	(61,126)	(13,649)
	2020年						
先渡為替契約	10月29日	INR	425,142,962	USD	5,763,465	14,965	3,342
	2020年						
先渡為替契約	10月29日	BRL	120,180,418	USD	22,780,796	(1,470,212)	(328,298)
	2020年						
先渡為替契約	10月29日	JPY	407,577,276	USD	3,905,116	(41,919)	(9,361)

通貨の略称

AUD - 豪ドル

BRL - ブラジル・リアル

CNY - 中国人民元

IDR - インドネシア・ルピア

INR - インド・ルピー

JPY - 日本円

USD - 米ドル

デリバティブの価値

以下の表に、潜在的なネットティング契約を含む、ファンドのデリバティブ・ポジションの要約を示す。デリバティブの詳細情報については、本財務書類の注記2のデリバティブのセクションおよび注記5の市場リスク、信用リスクおよび戦略リスクのセクションを参照のこと。

(単位：米ドル)					
	取引相手	デリバティブ 資産の価値	デリバティブ 負債の価値	担保 (受取) / 差入	純額 [*]
店頭デリバティブ					
	スタンダード チャータード・ バンク	-	(655,462)	640,000	(15,462)
先渡為替契約					
合計		-	(655,462)	640,000	(15,462)

* 純額は、債務不履行時における取引相手からの／（への）未収金／（未払金）を表す。同一の法的契約に基づく同一の法的企業との取引間での相殺は認められる。

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

財務書類に対する注記

2020年9月30日に終了した6か月間（未監査）

1．組織

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）- 通貨ドラゴン（以下「ファンド」という。）は、ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドであり、インタートラスト・トラスティ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ・リミテッド（ケイマン）（以下「管理会社」という。）の間で締結された2011年8月5日付の基本信託証書および追補信託証書に従い設定された。トラストはケイマン諸島で設立されたオープン・エンド型ユニット・トラストであり、ファンドは2011年9月22日に運用を開始した。ファンドの期間は2022年3月31日までに延長されている。

ファンドは、豪ドル・ヘッジコース、ブラジル・レアル・ヘッジコース、米ドル・コースの3つの受益証券クラスを発行している。すべてのクラスは米ドルで販売、買戻しおよび分配を行う。各クラスの通貨は米ドルに対して為替取引されるが、米ドル・コースでは為替取引は行われない。将来、別のクラスの受益証券が発行される可能性がある。

ファンドは、アジアのハイ・イールド債券への投資により資産の着実な成長と安定した収益を追求することを投資目的としている。ファンドは、ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「投資対象ファンド」という。）の米ドル・クラスへの投資を通じて間接的にアジアのハイ・イールド債券に投資する。投資対象ファンドは主として、アジア地域で主な事業活動を行っている発行体の利回りの高い非投資適格債券に投資している。

ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの勘定では、為替ヘッジ取引は、（米ドル建ての投資に対する為替リスクにさらされることにより）これらの受益証券クラスが米ドルに対する通貨エクスポージャーをかける受益証券クラスの該当する取引対象通貨に転換する目的で、取引対象通貨のロング・ポジションおよび米ドルのショート・ポジションをとる外国為替投資戦略（以下「外国為替投資戦略」という。）に従って行われることになる。その結果、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースは、かかる受益証券クラスの取引対象通貨と米ドルの間の外国為替レートの変動による影響を受けることになる。このようなエクスポージャーは、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの受益証券1口当たり純資産価額にプラスまたはマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

当ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）会計基準コード化体系トピック946「金融サービス - 投資会社」の投資会社に関する会計および報告指針に従っている。

ファンドの投資運用会社は、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（以下「投資運用会社」という。）である。

2．重要な会計方針

ファンドの財務書類には、2020年4月1日からファンドの中間計算期間末日である2020年9月30日までの期間が反映されている。

以下は、ファンドが米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務書類の作成では、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定 ファンドの受益証券1口の純資産価額は、各受益証券クラスに帰属するファンドの純資産価額（「純資産価額」は、資産合計から未払報酬や費用を含む負債を差し引いた価額である。）をその時点で発行済である各クラス受益証券の合計口数で除して計算される。ファンドの純資産価額は、日本、香港、ロンドンおよびニューヨークの銀行ならびに日本の金融商品取引業者の営業日および/ま

たは管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一もしくは複数の日（以下「営業日」という。）に毎日計算される。

すべての米ドル以外の通貨建て資産（該当する場合）の価額は、承認された独立の価格形成サービスから入手した適切な直物レートをを用いて米ドル相当額に換算される。

(B) 公正価値測定 ファンドは、米国GAAPに基づく公正価値の測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層によって投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・ レベル1 - 公正価値測定が、同一の資産または負債の活発な市場における公表価格（未調整）から派生したもの。
- ・ レベル2 - 公正価値測定が、資産または負債の直接的（価格）または間接的（価格から派生）に観察可能な、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットから派生したもの。
- ・ レベル3 - 公正価値測定が、観察可能な市場データに基づくものでない資産または負債に関するインプット（観察不能なインプット）を含む評価手法から派生したもの。

インプットは様々な評価技法を適用する際に用いるものであり、概して、市場参加者が評価に係る意思決定に利用する仮定（リスクに関する仮定を含む）を指す。インプットには、価格情報、具体的・広範なクレジット・データ、流動性の統計値およびその他の要素が含まれることがある。公正価値の階層内の金融商品のレベルは、公正価値測定にとって重要なインプットの最低レベルに基づく。ただし、何を「観察可能」とするかの決定には、投資運用会社による重要な判断が必要となる。投資運用会社は、容易に入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性が高く検証可能であり、専有されておらず、該当する市場に活発に関連している独立のソースから提供される市場データを観察可能なデータと見なしている。階層内の金融商品の区分は、その金融商品の価格形成の透明性に基づくものであり、投資運用会社はその金融商品について認識しているリスクに必ずしも一致するものではない。

投資 価値が活発な市場における取引市場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、一般に、上場普通株式および定期預金が含まれる。こうした金融商品の公表価格は、ファンドが多額のポジションを保有していて、売却によって公表価格に相当の影響が及ぶといった状況においても調整されない。

満期までの期日が60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示され、レベル2に分類される。

活発でないと見なされる市場で取引されているが、公表市場価格、ディーラー気配値または観察可能なインプットによる裏付けのある代替的な価格形成ソースに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。これらには一般に、社債、投資適格社債およびソブリン債が含まれ、一部の先物および先渡取引が含まれることもある。レベル2の投資には活発な市場で取引されていないおよび/または譲渡制限が課されているポジションが含まれるため、通常、入手可能な市場情報に基づく低い流動性および/または低い譲渡可能性を反映して評価額が調整されることがある。

ファンドは、投資会社に関する特殊会計指針に準拠して受益証券1口当たり純資産価額を計算している投資対象ファンドへの投資の公正価値の見積りについて、米国GAAPに基づく権威ある指針に従っている。このため、投資の受益証券1口当たり純資産価額が公正価値を示しているとファンドが判断した場合、ファンドは、追加調整を行うことなく当該投資の受益証券1口当たり純資産価額（またはそれに相当するもの）（以下「簡便法」という。）を用いて、投資会社への投資の公正価値を計上する。この指針により、投資の受益証券1口当たり純資産価額が報告主体の測定日現在で投資会社に関する特殊会計指針に準拠して算定される場合にのみ、ファンドはこの簡便法を用いることを認められる。投資対象ファンドへの投資は、各営業日の終了時点の純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジの目的で、デリバティブを使用することがある。ヘッジは、ファンドがデリバティブを使用してファンドの他の保有高に伴うリスクを相殺する戦略である。ヘッジは損失を軽減することができるが、市場がファンドの予想と異なる動きをした場合やデリバティブのコストがヘッジの利益を上回る場合は、利益が減額または損なわれて損失が生じることもある。ヘッジにはデリ

バティブの価値の変動がヘッジ対象の保有高についてファンドが予想する価値の変動と一致しないリスクもあり、この場合、ヘッジ対象の保有高に係る損失が減額されずに増加することもある。ファンドのヘッジ戦略によってリスクが軽減する、またはヘッジ取引が利用できる、もしくはコスト効率が良くなるという保証はない。ファンドにはヘッジの利用が要求されておらず、ヘッジを利用しないことを選択することもできる。ファンドがデリバティブに投資した場合、投資した元本金額を上回る損失が生じる可能性がある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合にファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

デリバティブには、上場デリバティブや店頭で個別に取引されるものがある。先物契約や上場オプション契約等の上場デリバティブは通常、活発に取引されていると見なされるかどうかによって、公正価値の階層のレベル1またはレベル2に分類される。

先渡為替契約およびスワップ契約を含む店頭デリバティブは、入手可能であり信頼性が高いと見なされる、取引相手、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値等の観察可能なインプットを用いて評価される。評価モデルが使用される場合、店頭デリバティブの価値は、かかる金融商品の契約条項および同金融商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブ、ボラティリティの度合い、期限前償還率およびかかるインプットの相関関係が含まれる。一般的な先渡為替契約およびスワップ契約等の一部の店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2に分類される。

これらの店頭デリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低い店頭デリバティブの評価では、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、レベル1およびレベル2のインプットは観察可能なインプットを反映して更新されるが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

以下は、ファンドの金融商品の評価に際して2020年9月30日現在で使用されたインプットに基づく公正価値評価の要約である*。

（単位：米ドル）

	（未調整） 活発な市場に おける同一の 投資の公表価格 （レベル1）	重要なその他の 観察可能な インプット （レベル2）	重要な 観察不能な インプット （レベル3）	純資産価額で 測定する投資	公正価値 2020年9月30日 現在
資産					
持分証券					
ダイワ／フィデリティ・					
アジア・ハイ・					
イールド・ボンド・					
ファンド（ダイワ・					
グローバル・トラスト					
のサブ・ファンド）					
米ドル・クラス	-	-	-	12,208,936	12,208,936
短期投資					
定期預金		473,484	-	-	473,484
投資合計	-	473,484	-	12,208,936	12,682,420
デリバティブ**					
負債					
先渡為替契約	-	(655,462)	-	-	(655,462)

* 有価証券のカテゴリーの詳細情報については、投資有価証券明細表を参照のこと。

** 先渡為替契約などのデリバティブは、当該商品に係る未実現評価益／（損）で評価されている。

2020年9月30日に終了した期間において、レベル1、レベル2またはレベル3間における振替はなかった。当ファンドは、レベル間の振替を行った投資を期末に会計処理する。

(C) 投資取引および投資収益 投資の購入および売却は約定日に会計処理される。投資対象ファンドの申込および買戻しは日次で可能である。損益は個別原価法に基づき報告される。投資対象ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資対象ファンドによる資本の払戻しの分配は、投資原価の減額として計上される。受取利息は稼得時に発生する。

当期における投資対象ファンドの受益証券の購入原価および売却収入は、それぞれ4,100,000米ドルおよび3,268,240米ドルであった。

(D) 費用 費用は発生主義に基づき計上される。ファンドは報酬および費用を負担する。これらは、管理事務代行報酬および会計報酬、資産保管報酬、名義書換事務代行報酬、販売報酬、投資運用報酬、監査報酬ならびにファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない。

(E) 分配方針 受託会社は、管理会社の指示により受益者に分配を支払う。管理会社は通常、投資対象ファンドの債券ポートフォリオの満期利回り、その他の手数料、原価および費用、ならびにブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの場合は該当する取引対象通貨と米ドルとの金利差を含むがこれらに限定されない要素を考慮に入れた上で分配の金額を決定する。管理会社は、分配を収益ならびに実現および未実現利益から支払うよう努めている。しかし、分配は関連する受益証券クラスに帰属する資本から支払われることがある。

2020年9月30日に終了した期間に公表され、支払われた分配は以下の通りである。

（単位：米ドル）

受益者への分配	金額
豪ドル・ヘッジコース	11,948
ブラジル・レアル・ヘッジコース	389,112
米ドル・コース	80,436
分配合計	481,496

(F) 現金および外国通貨 ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである。為替レートの変動によって生じた通貨の保有高ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券に係る実現損益および未実現評価損益は各取引日に、収益および費用は報告日にそれぞれ換算される。有価証券への投資およびデリバティブに係る為替レートの変動による影響額は、損益計算書上でかかる有価証券の市場価格および価値の変動による影響額と区別せず、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 定期預金 ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「資産保管会社」という。）を通じて、投資運用会社が決定した1社または複数の適格な預託機関の翌日物定期預金に余剰現金残高を預け入れている。これらはファンドの投資有価証券明細表において、短期投資として分類されている。

(H) 先渡為替契約 ファンドは、ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関連する通貨エクスポージャーのヘッジを目的とした有価証券の予定購入もしくは売却の決済に関連して、または投資戦略の一環として、先渡為替契約を締結することがある。先渡為替契約は、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。先渡為替契約の公正価値は、先渡為替レートの変動に応じて変動する。先渡為替契約は日次で時価評価され、ファンドは公正価値の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映されている未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、契約相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ファンドは、投資者のために為替リスクをヘッジする目的で先渡為替契約を締結することも認められている。クラス固有の先渡為替契約によって生じた損益は、それぞれのクラスに配分される。2020年9月30日現在の未決済の先渡為替契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(I) デリバティブ ASC 815-10-50は、デリバティブおよびヘッジ活動に関する開示を要求している。かかる基準は、a) 事業体がデリバティブを使用する方法および理由、b) デリバティブおよび関連するヘッジ対象の会計処理方法、ならびにc) デリバティブおよび関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローに及ぼす影響について開示することをファンドに要求している。

ファンドは、主にトレーディング目的で、先物および先渡為替契約を含む様々なデリバティブ取引を行うことがある。各デリバティブの主なリスク・エクスポージャーは、金利リスク、信用リスクまたは為替リスクである。これらのデリバティブの公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は損益計算書に先渡為替契約に係る実現利益（損失）または未実現評価益（損）の純変動として反映される。2020年9月30日に終了した期間において、ファンドのデリバティブ取引は先渡為替契約のみで構成されていた。

ファンドはデリバティブをASC 815に基づくヘッジ手段として指定していない。

2020年9月30日現在の資産負債計算書上のデリバティブの影響
ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ

（単位：米ドル）

計上科目	為替リスク [*]
デリバティブ負債	
先渡為替契約に係る未実現評価損	(655,462)

* 総額は、資産負債計算書の未決済の先渡為替契約に係る未実現評価益（損）の項目に示されている。

デリバティブが2020年9月30日に終了した期間の損益計算書に及ぼす影響

ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ

（単位：米ドル）

計上科目

為替リスク^{*}

運用の結果として認識された、デリバティブに係る実現利益 / （損失）

先渡為替契約に係る実現純損失 (305,038)

運用の結果として認識された、デリバティブに係る未実現評価益 / （損）の変動

先渡為替契約に係る未実現評価損の純変動 (374,052)

* この金額は、損益計算書の為替取引および先渡為替契約に係る実現純利益（損失）ならびに為替換算および先渡為替契約による未実現評価益（損）の純変動にそれぞれ表示されている。

2020年9月30日に終了した期間における未決済の先渡為替契約の月次平均想定元本はおおよそ以下の通りであった。

（単位：米ドル）

豪ドル・ヘッジコース 411,753

ブラジル・レアル・ヘッジコース 9,679,941

ファンドおよび特定の取引相手（店頭デリバティブおよび随時行われる外国為替取引を扱う）は、国際スワップデリバティブ協会のマスター・アグリーメントのようなマスターネットリング契約の当事者である。マスターネットリング契約には、当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、不履行、契約の早期終了およびその他に関する条項が含まれる。

担保要件は、各取引相手とのファンドの正味ポジションに基づいて決定される。担保の形態は、ファンドと該当する取引相手の合意に基づき、現金または他の有価証券の場合がある。特定の取引相手については、マスター・アグリーメントの条項に従い、ファンドに供された担保（該当する場合）はファンドの資産保管会社が分別勘定にて保管し、売却または再担保差入れすることのできる金額については投資有価証券明細表に表示されている。ファンドが差入れた担保（該当する場合）は、ファンドの資産保管会社によって分別保管され、投資有価証券明細表において識別される。2020年9月30日現在、スタンダードチャータード・バンクに差入れた現金担保は640,000米ドルであった。

3. 投資対象ファンド

以下の情報は投資対象ファンドの2019年12月30日現在の監査済財務書類から抜粋したものであり、2020年9月30日現在の投資対象ファンドの情報と整合している。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、注記1に定義されているファンドの受託会社（インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッド）と区別するために、注記3においてのみ「投資対象ファンドの受託会社」と表記される。

投資対象ファンドの組織

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「当ファンド」という。）はダイワ・グローバル・トラスト（以下「当トラスト」という。）のサブ・ファンドである。当ファンドはケイマン諸島で設立されたオープン・エンド型ユニット・トラストである。当トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「投資対象ファンドの受託会社」という。）による信託宣言に従って設立された。当ファンドは2011年7月22日に運用を開始した。

当ファンドは現在、クラスA - 日本円クラス、クラスB - ブラジル・レアル・クラス、クラスC - アジア通貨クラスおよびクラスD - 米ドル・クラスの4つの受益証券クラスを発行している。すべてのクラスは日本円で販売、買戻および分配を行うが、米ドル・クラス受益証券は米ドルで販売、買戻および分配を行う。各クラスは類似する資産プールに投資する。各クラスの通貨は各クラス内で米ドルに対して為替取引されるが、クラスD - 米ドル・クラスでは為替取引は行われない。

当ファンドは、アジア地域で主な事業活動を行っている発行体の利回りの高い非投資適格債券に主に投資することや、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（以下「カレンシー・マネジャー」という。）が設定した為替オーバーレイの使用を通じて、高水準の当期収益および資本増価を追求することを投資目的としている。

当ファンドの投資運用会社は、FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド（以下「当投資運用会社」という。）である。

当ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）会計基準コード化体系トピック946「金融サービス - 投資会社」の投資会社に関する会計および報告指針に従っている。

投資対象ファンドの重要な会計方針

当ファンドの財務書類には、2018年12月28日から当ファンドの会計年度末である2019年12月30日までの期間が反映されている。当ファンドの会計年度末は、当ファンドの目論見書で定義されている通り、12月の最終営業日である（営業日とは、ロンドン、ニューヨーク、香港および東京の銀行が営業を行っている日、ならびに／または投資対象ファンドの受託会社が随時決定する日を意味する）。以下は、当ファンドが米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務書類の作成では、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定 当ファンドの受益証券1口の純資産価額は、当ファンドの純資産価額（「純資産価額」は、資産合計から未払報酬や費用を含む負債を差し引いた価額である。）をその時点で発行済である当ファンドの受益証券の合計口数で除して計算される。当ファンドの純資産価額は、香港、ロンドン、ニューヨークおよび東京の銀行の営業日ならびに投資対象ファンドの受託会社が随時決定するその他の単一または複数の日である各取引日の営業終了時に計算される。

米ドル以外の通貨建て資産（該当する場合）の価額は、承認された独立の価格形成サービスから入手するロンドン時間の午後4時現在の適切な直物レートを用いて米ドル相当額に換算される。日本円で取引される各クラスの受益証券1口当たり純資産価額は、出資、資本償還および資本配分の目的上、承認された独立の価格形成サービスから入手するロンドン時間の午後4時現在の適切な直物レートを用いて日本円相当額に換算される。

当ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で終了することになる。(a)当ファンドを継続もしくは他の法域に移転することが違法となるか、または投資対象ファンドの受託会社の判断によれば、実行不可能であるか得策でない、もしくは受益者の利益に反する場合、(b)受益者の過半数が、受益者の決議により終了を決定した場合、(c)信託証書の日付に開始し、同日から150年後に終了する期間の終了時、(d)投資対象ファンドの受託会社が辞任する意思を書面により通知した場合。

(B) 有価証券評価 純資産価額計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、直近に報告された売却価格に基づいて決定されるが、売却が報告されていない場合は、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格形成サービスから入手した相場に基づき決定される。

国内および国外の確定利付証券および非上場デリバティブは通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格形成サービスから入手した相場に基づき評価される。独立の価格形成サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡基準で購入された一定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。満期までの期日が60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「管理事務代行会社」という。）が投資運用会社からの助言に従って誠実に決定した公正価値で評価される。市場相場が容易に入手可能でないと考えられる状況とは、最新のまたは信頼性の高い市場ベースのデータ（売買情報、売り／買い呼び値の情報、ブローカー気配値等）がない状況であり、これには、関連する市場の営業終了後に当ファンドの有価証券または資産の価値に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合が含まれる。また、特別な事情によって有価証券の取引が行われている取引所または市場で終日取

引が行われず、他の市場価格も入手できないといった場合も、市場相場が容易に入手可能でないと考えられる。事務管理代行会社は、当ファンドの有価証券または資産の価値に重要な影響を及ぼす可能性のある重要な事象をモニターし、かかる重要な事象に照らして該当する有価証券または資産の再評価を実施するべきかどうかを判断する責任を負っている。

当ファンドが純資産価額の決定に公正価値による価格形成を利用する場合、有価証券の価格はいかかる有価証券が取引されている主たる市場からの相場ではなく、投資運用会社または同社の指示を受けて行動する者が公正価値を正確に反映していると考え他の方法によって設定されることがある。公正価値による価格形成では、有価証券の価値に関する主観的な判断が必要となる場合がある。当ファンドの純資産価額の計算が最終的に価格形成時現在の有価証券の価値を公正に反映しているようにすることが当ファンドの方針であるが、当ファンドは、投資運用会社または同社の指示を受けて行動する者が決定した公正価値が、当ファンドが価格形成時現在で（たとえば、強制売却または清算売却において）有価証券を売却した場合にその有価証券について入手できる価格を正確に反映していると保証することはできない。当ファンドが使用する価格は、有価証券が売却された場合に実現するであろう価値と異なる場合があり、その差額は財務書類にとって重大なものとなりうる。

公正価値測定 - 当ファンドは、米国GAAPに基づく公正価値の測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層によって投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。

当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・ レベル1 - 当ファンドが測定日現在に入手可能な、同一の投資の活発な市場における未調整の公表価格を反映するインプット
- ・ レベル2 - 資産または負債の直接的または間接的に観察可能な公表価格以外のインプット（活発であると考えられない市場におけるインプットを含む）
- ・ レベル3 - 観察不能なインプット。レベル3に分類される投資は、取引の頻度が低いために観察不能な重要なインプットを含んでいる。

インプットは様々な評価技法を適用する際に用いるものであり、概して、市場参加者が評価に係る意思決定に利用する仮定（リスクに関する仮定を含む）を指す。インプットには、価格情報、具体的・広範なクレジット・データ、流動性の統計値およびその他の要素が含まれることがある。公正価値の階層内の金融商品のレベルは、公正価値測定にとって重要なインプットの最低レベルに基づく。ただし、何を「観察可能」とするかの決定には、投資運用会社による重要な判断が必要となる。投資運用会社は、容易に入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性が高く検証可能であり、専有されておらず、該当する市場に活発に関与している独立のソースから提供される市場データを観察可能なデータと見なしている。階層内の金融商品の区分は、その金融商品の価格形成の透明性に基づくものであり、投資運用会社はその金融商品について認識しているリスクに必ずしも一致するものではない。

投資 価値が活発な市場における公表市場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、活発な市場における上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融市場証券が含まれる。投資運用会社は、こうした金融商品の公表価格を、当ファンドが多額のポジションを保有していて、売却によって公表価格に相当の影響が及ぶといった状況においても調整していない。

活発でないと考えられる市場で取引されているが、公表市場価格、ディーラー気配値または観察可能なインプットによる裏付けのある代替的な価格形成ソースに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。これらには、ソブリン債および投資適格社債が含まれる。レベル2の投資には活発な市場で取引されていないおよび/または譲渡制限が課されているポジションが含まれるため、通常、入手可能な市場情報に基づく低い流動性および/または低い譲渡可能性を反映して評価額が調整されることがある。

デリバティブ 当ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジの目的で、デリバティブを使用することがある。ヘッジは、当ファンドがデリバティブを使用して当ファンドの他の保有高に伴うリスクを相殺する戦略である。ヘッジは損失を軽減することができるが、市場が当ファンドの予想と異なる動きをした場合やデリバ

ティプのコストがヘッジの利益を上回る場合は、利益が減額または損なわれて損失が生じることもある。ヘッジにはデリバティブの価値の変動がヘッジ対象の保有高について当ファンドが予想する価値の変動と一致しないリスクもあり、この場合、ヘッジ対象の保有高に係る損失が減額されずに増加することもある。当ファンドのヘッジ戦略によってリスクが軽減する、またはヘッジ取引が利用できる、もしくはコスト効率が良くなるという保証はない。当ファンドにはヘッジの利用が要求されておらず、ヘッジを利用しないことを選択することもできる。当ファンドがデリバティブに投資した場合、投資した元本金額を上回る損失が生じる可能性がある。

また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合に当ファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

デリバティブには、上場デリバティブや店頭で個別に取引されるものがある。先物契約や上場オプション契約等の上場デリバティブは通常、活発に取引されていると見なされるかどうかによって、公正価値の階層のレベル1またはレベル2に分類される。

先渡為替契約およびスワップ契約を含む店頭デリバティブは、入手可能であり信頼性が高いと見なされる、取引相手、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値等の観察可能なインプットを用いて評価される。評価モデルが使用される場合、店頭デリバティブの価値は、かかる金融商品の契約条項および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブ、ボラティリティの度合い、期限前償還率およびかかるインプットの相関関係が含まれる。一般的な先渡為替契約およびスワップ契約等の一部の店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2に分類される。

これらの店頭デリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低い店頭デリバティブの評価では、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、レベル1およびレベル2のインプットは観察可能なインプットを反映して更新されるが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

(C) 有価証券取引および投資収益 財務報告目的上、有価証券取引は約定日に計上される。有価証券の売却による実現損益は個別原価法に基づき計上される。有価証券に係るプレミアムおよびディスカウントは、実効利回り法に基づき償却される/増価する。受取利息は発生主義に基づき計上される。配当収益は配当落ち日に計上される。投資収益は外国税控除後の金額で計上される。モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券のペイダウンに伴う損益がある場合は、損益計算書の受取利息の構成要素として計上される。

(D) 分配方針 投資対象ファンドの受託会社は、受益者への分配を行う権限をカレンシー・マネジャーに委譲している。分配は当ファンドの当期の投資純利益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに元本から支払われる。

したがって、カレンシー・マネジャーは、クラスA - 日本円クラス、クラスB - ブラジル・レアル・クラスおよびクラスC - アジア通貨クラスに対して、各月の18日（ただし、18日が営業日でない場合は翌営業日）に、各月の17日現在の登録受益者に対して毎月分配を行う意向である。クラスD - 米ドル・クラスに対して予定される分配はない。

分配は自動的に再投資され、手取金は各受益者の投資勘定に加えられる。

投資対象ファンドの受託会社は、分配方針を変更し、投資対象ファンドの受託会社がカレンシー・マネジャーと協議し、受益者決議による受益者の同意を得た上で随時決定する頻度でかかる金額を分配するか分配を手配することがある。

(E) 現金および外国通貨 当ファンドの資本活動に関し、クラスD - 米ドル・クラスを除くすべてのクラスの取引通貨は日本円である。クラスD - 米ドル・クラスの取引通貨は米ドルである。当ファンドの報告通貨は米ドルである。為替レートの変動によって生じた通貨の保有高ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券に係る実現損益および未実現評価損益は各取引日に、収益および費用は報告日にそれぞれ換算される。

有価証券への投資およびデリバティブに係る為替レートの変動による影響額は、損益計算書上でかかる有価証券の市場価格および価値の変動による影響額と区別せず、実現および未実現純損益に含まれている。

(F) 定期預金 当ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「資産保管会社」という。）を通じて、投資運用会社が決定した1社または複数の適格な預託機関の翌日物定期預金に余剰現金残高を預け入れている。これらは当ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資として分類されている。通貨の需要が低下する期間においては、当ファンドが通貨の預託に関する手数料を支払う場合があり、これによって当ファンドに支払利息が生じることがある。欧州中央銀行および日本銀行の預金金利の引き下げにより、ユーロおよび日本円建短期投資の金利はゼロ・パーセント未満となる可能性がある。

(G) 先渡為替契約 当ファンドは、当ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関連する通貨エクスポージャーのヘッジを目的とした有価証券の予定購入もしくは売却の決済に関連して、または投資戦略の一環として、先渡為替契約を締結することがある。先渡為替契約は、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。先渡為替契約の公正価値は、先渡為替レートの変動に応じて変動する。先渡為替契約は日次で時価評価され、当ファンドは公正価値の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映されている未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、契約相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、当ファンドはリスクにさらされる可能性がある。当ファンドは、投資者のために為替リスクをヘッジする目的で先渡為替契約を締結することも認められている。クラス固有の為替契約によって生じた損益は、それぞれのクラスに配分される。2019年12月30日現在の未決済の先渡為替契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(H) 先物契約 当ファンドは、先物契約を締結することがある。当ファンドは、証券市場または金利や通貨価値の変動に対するエクスポージャーの管理のため、先物契約を用いることがある。先物契約の利用に伴う主なリスクには、当ファンドが保有する有価証券の市場価値の変動と先物契約の価格との相関関係の不完全性、市場に流動性がない可能性、および取引相手方が契約条件を履行できない可能性がある。

先物契約は、公表されている日々の決済価格に基づいて評価される。先物契約の締結時に、当ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金要件に従って、先物ブローカーに現金または米国政府債および機関債を預け入れる必要がある。先物契約は日次で時価評価され、当ファンドは評価額の変動に係る未払金または未収金（以下「変動証拠金」という。）を適宜計上する。日次で現金清算される先物契約の変動証拠金がある場合は、資産負債計算書にブローカーに対する債権／債務 - 集中清算デリバティブに係る変動証拠金として計上される。日次以外の期間で清算される先物契約に係る未実現評価益／（損）がある場合は、資産負債計算書に開示される。2019年12月30日現在において保有している先物契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(I) スワップ契約 当ファンドは、金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含むがこれらに限定されないスワップ取引に投資することがある。スワップ契約は、店頭取引市場において個別に組成され（以下「店頭取引スワップ」という。）、公認商品取引所等の多角的取引施設プラットフォームまたはその他の取引施設プラットフォームにおいて実行される（以下「集中清算スワップ」という。）。当ファンドは、信用リスクおよび金利リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト・スワップおよび金利スワップ契約を締結することがある。有価証券または現金は、債務不履行または破産／倒産に陥った際に価値のある資産および償還請求権を提供するために、各スワップ契約の条項に従って担保または証拠金として識別される。日次以外で現金精算される店頭取引スワップおよび集中清算スワップに係るプレミアムがある場合は、資産負債計算書に、店頭取引スワップ契約に係るプレミアム支払額または受取額として、もしくは集中清算スワップ契約に係るプレミアム支払額または受取額として計上される。日次で現金精算される集中清算スワップのプレミアムがある場合は、資産負債計算書に、集中清算デリバティブに係るブローカーに対する担保金または債務の構成要素として計上される。

スワップは、入手可能な範囲において、第三者ベンダーや公認商品取引所により提供された評価額、またはマーケット・メーカーにより入手した相場に基づき、日次で時価評価される。時価に変動が生じる場合には、損益計算書に未実現評価益（損）の純変動の構成要素として反映される。日次で現金決済される集中清

算スワップに係る当日の変動証拠金がある場合は、資産負債計算書に、ブローカーに対する債権／債務・集中清算デリバティブに係る変動証拠金として計上される。市場相場が容易に入手可能でなく、スワップがいずれの評価方法でも評価できない場合、スワップの価値は投資運用会社によって誠実に決定される。

金利スワップ契約は、当ファンドによる他の当事者との利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換（例えば想定元本に係る変動金利による支払額と固定金利による支払額との交換）を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。（ ）プレミアムと引換えに、一方の当事者が他方の当事者に特定の金利、すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、（ ）プレミアムと引換えに、一方の当事者が他方の当事者に特定の金利、すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、（ ）決められた最小もしくは最大レベルを超える金利変動からの防御目的で一方の当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、（ ）取引相手方がすべてのスワップ取引を、満了日までの所定の日時までゼロ・コストで終了することができるコーラブル金利スワップ、（ ）金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークの差異（またはスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または（ ）異なる金融市場に基づいて、2当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップ。

社債またはソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、特定のリターンを受領する権利と引換えに、債務不履行が生じた場合に一方の当事者による他方の当事者への一連の支払いの実行を伴うものである。当ファンドは、発行体による債務不履行に対するプロテクション手段の提供（すなわち、参照債務に対して当ファンドが保有する、またはさらされるリスクの軽減）、または特定の発行体による債務不履行の可能性に対するアクティブなロング・ポジションもしくはショート・ポジションの獲得のため、社債もしくはソブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。プロテクションの売り手として、信用事由が存在しない場合、当ファンドは通常、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手からアップフロントの支払いおよび／または固定利率の収益を受け取る。当ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたような信用事由が起こった場合、当ファンドはプロテクションの買い手に対し、スワップの想定元本までの金額を支払い、原有価証券を受領する場合もある。当ファンドがその純資産総額に加えてスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるといふ理由から、当ファンドは、売り手として、そのポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加えることがある。プロテクションの買い手として、信用事由が起こった場合、当ファンドは通常、スワップの想定元本までの金額をプロテクションの売り手から受領する。

クレジット・インデックスに係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、特定のリターンを受領する権利と引換えに、クレジット・インデックスを構成する全部または一部の参照組織の評価の切下げ、元本欠損、利払い遅延または債務不履行が生じた場合に、一方の当事者による他方の当事者への一連の支払いの実行を伴うものである。クレジット・インデックスは、クレジット市場全体のうちの一部を示すように設計された、信用手段またはエクスポージャーの一覧である。これらのインデックスは、インデックスのセクターに基づくクレジット・デフォルト・スワップ市場において最も流動性の高い組織に関するディーラーの調査結果によって決定された参照クレジットから組成される。インデックスの構成要素は、それぞれのセクターにおける投資適格証券、ハイ・イールド証券、資産担保証券、エマージング・マーケット、および／または様々な信用格付けに係るクレジット・デフォルト・スワップを含むが、これらに限定されない。クレジット・インデックスは、固定スプレッドと標準満期日を含む標準的な条件のもと、クレジット・デフォルト・スワップを使用して取引されている。インデックス・クレジット・デフォルト・スワップは、インデックスを構成する全銘柄を参照しており、債務不履行が生じた場合、当該銘柄のインデックスにおけるウェイトに基づいて、信用事由は解消される。インデックスの構成要素は、定期的（通常6ヶ月毎）に変更され、大部分のインデックスについて、各銘柄は当該インデックス内で同等のウェイトを有している。2019年12月30日現在において保有しているスワップ契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(J) デリバティブ ASC 815-10-50は、デリバティブおよびヘッジ活動に関する開示を要求している。かかる基準は、a) 事業体がデリバティブを使用する方法および理由、b) デリバティブおよび関連するヘッジ対象の会計処理方法、ならびにc) デリバティブおよび関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローに及ぼす影響について開示することを当ファンドに要求している。

当ファンドはデリバティブをASC 815に基づくヘッジ手段として指定していない。

当ファンドは、主にトレーディング目的で、金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、先物および先渡為替契約を含む様々なデリバティブ取引を行うことがある。各デリバティブの主なりスク・エクス

ポージャーは、金利リスク、信用リスクまたは為替リスクである。これらのデリバティブの公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は損益計算書に実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として反映される。当会計年度において、当ファンドのデリバティブ取引は先渡為替契約、先物契約、金利スワップ契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約で構成されていた。

(K) 受益証券の販売および買戻 受益証券の当初発行の後、適格投資家は、継続申込日に関連する申込価格（すなわち、投資対象ファンドの受託会社が定めた当初発行価格、継続発行の場合には、申込日における受益証券1口当たり純資産価額から受益者が投資対象ファンドの受託会社に支払うべき費用または金額を控除後の金額）で受益証券を申込みることができる。各受益者は、受益証券の全部または一部を、買戻価格（すなわち、買戻日における受益証券1口当たり純資産価額から受益者が投資対象ファンドの受託会社に支払うべき費用または金額を控除後の金額）で買戻してもらうよう、投資対象ファンドの受託会社またはその正式に指定された代理人に買戻通知を提出することができる。投資対象ファンドの受託会社は、時期や理由を問わず、5営業日以上前に書面によって受益者に通知すれば、その時点の受益証券1口当たり純資産価額から投資対象ファンドの受託会社が負担した費用またはかかる受益者が支払うべき金額を控除後の金額で、受益証券の全部または一部を買戻すことができる。

(L) 報酬および費用 投資対象ファンドは自己の費用を負担しており、これらは、管理事務代行報酬、投資運用報酬、投資対象ファンドの受託報酬、資産保管報酬、カレンシー・エージェント報酬、カレンシー・マネジャー報酬、名義書換事務代行報酬および投資対象ファンドの運用に関連するその他の報酬を含むが、これらに限定されない。これらの報酬は、投資対象ファンドへの投資の純資産価額を通じて、ファンドが間接的に支払う。

4．受益証券

2020年9月30日現在、すべての発行済受益証券は1受益者によって保有されていた。

(A) 受益証券の販売 受益証券は1口当たり純資産価額で各取引日に申し込むことができる。取引日とは、各営業日および/または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一もしくは複数の日をいう。受益証券の申込に関して、申込価格の3.00%（適用される消費税額を除く。）を上限とする申込手数料が課され、ファンドの外部に支払われる。この申込手数料は日本において大和証券株式会社（以下「販売会社」および「代行協会員」という。）に支払われる。

ファンドの純資産価額は625百万米ドルを上限とする。

受益証券申込が上記の上限に達した場合、申込の受付が停止される。

(B) 買戻し 各受益者は、受益証券の全部または一部を、買戻価格（すなわち、関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価額）で買い戻してもらうよう、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「名義書換事務代行会社」という。）に買戻通知を提出することができる。

提出された買戻請求は、管理会社が通常もしくは特定の状況、または英文目論見書に「買戻停止」として記載されている状況において別段の決定をしない限り取消不能である。

買戻請求の提出は、買戻しを希望する特定クラスの受益証券口数に関して行われる。各受益証券クラスに関して、買戻日（各取引日および/または管理会社がファンドもしくはファンドの受益証券クラスに関して受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一もしくは複数の日をいう。）における受益者1名当たりの最低受益証券買戻口数は1口以上1口の整数倍である。1口に満たない端数の受益証券の買戻しは行われない。

5．市場リスク、信用リスクおよび戦略リスク

以下はファンドおよび投資対象ファンドの投資に関する全体的なリスクの要約であるが、ファンドへの投資に内在するすべてのリスクの完全なリストではない。

(A) 市場リスクおよび選定リスク 市場リスクは、ファンドが投資している単一または複数の市場の価値が下落するリスクであり、市場が急激かつ予想外に下落する可能性を含む。選定リスクは、投資運用会社が選

定する有価証券のパフォーマンスが、市場、関連指数または同様の投資目的および投資戦略を有する他のファンドが選定する有価証券を下回るリスクである。

(B) 流動性リスク ファンドのすべての投資が上場または格付されることはない（投資対象ファンドを含む）ことから、流動性が低下する可能性がある。さらに、一部の投資保有高の積み増しおよび処分には多大な時間がかかることがあり、不利な価格で実施せざるを得ない場合がある。また、ファンドは、流動性低下につながる不利な市況によって、資産をそれぞれの公正価格で処分することが困難になる場合もある。

買戻請求の資金調達のためにファンドの投資を売却する場合、投資の市場規模や市場の傾向によってかかる売却が投資の時価に不利な影響を及ぼすことから、これらの投資を当初予想していた価格で売却できない可能性がある。このことから、受益証券1口当たり純資産価額の下落が生じる可能性がある。

(C) 金利リスク 金利リスクは、確定利付証券の価格が一般的に、金利が下落した場合に上昇し、金利が上昇した場合に下落するリスクである。長期証券の価格は短期証券の価格と比べて、一般的に金利変動に応じてより大きく変動する。短期または長期金利が急激に上昇した場合や投資運用会社の予測とは異なる方法で変動したりした場合、ファンドは損失を被ることがある。

(D) カウンターパーティのブローカー・リスク 先渡為替契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されていないため標準化されておらず、これらの市場では銀行およびディーラーが主幹となってそれぞれの取引を個別に交渉している。先渡および「現金」取引には、実質的に規制が課されていないため、日々の価格変動に上限がなく、投機ポジション制限が適用されない。先渡市場で取引を行う主幹には、同社が取引している通貨で継続的にマーケット・メイクすることが求められておらず、これらの市場では、場合によっては長期間にわたり流動性が低下することがある。市場の流動性低下または混乱によって、ファンドに多額の損失が生じる可能性がある。

ファンドまたはファンドの代理人が取引または投資を行う、銀行およびブローカー会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政難に陥りファンドに対して債務不履行となることがある。そのような債務不履行は、ファンドにとって重大な損失をもたらす可能性がある。さらに、ファンドは、特定の取引を保証するためにカウンターパーティに担保を差入れることがある。

ファンドは、カウンターパーティの信用リスクに対するエクスポージャーを減らすため、個々のカウンターパーティとマスターネットティング契約を結ぶ。マスターネットティング契約により、ファンドは、カウンターパーティの信用が特定の規準を下回る場合に当該契約に基づくすべての取引を終了する権利を得る。マスターネットティング契約により、それぞれの当事者は、相手方の債務不履行または契約の終了時点で、当該契約に基づくすべての取引を終了し、個々の取引に基づく一方から相手方への支払額を相殺する権利を得る。店頭デリバティブに関連する、カウンターパーティの信用リスクによるファンドの最大損失リスクは通常、未実現評価益とカウンターパーティの未払金との合計額がカウンターパーティのファンドに対する差入担保を超過する金額である。ファンドは、店頭デリバティブに関して、カウンターパーティのために、未決済のデリバティブ契約に係る個々のカウンターパーティの未実現評価益と同額以上の担保の差入を要求されることがある。ただし、一部の最低移転条項の制約を受け、そのような担保がある場合には、投資有価証券明細表で表示される。

(E) 補償リスク ファンドへの投資は、政府、政府の機関もしくは補助機関、または銀行保証ファンドによる保険も保証も付されていない。ファンドの受益証券は、銀行の預金または債券ではなく、銀行による保証または支援も受けておらず、受益証券への投資額は上方および/または下方に変動することがある。投資運用会社は安定した受益証券1口当たり純資産価額の維持に努めるものの、安定した受益証券1口当たり純資産価額の維持は保証されない。ファンドへの投資には、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクがある。

(F) 信用リスク 信用リスクは、有価証券の発行体が期日到来時に利息の支払または元本の返済ができないリスクである。発行体の信用格付の変更または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、ファンドのその発行体への投資の価値に影響を及ぼす場合がある。信用リスクの程度は、発行体の財政状態と債務の条件の両方によって左右される。

(G) 外国証券リスク ファンドが間接的に投資している米国外の市場で取引される有価証券のパフォーマンスは、（常にではないものの）米国内で取引される有価証券とは異なることが多い。しかし、かかる投資には米国の投資には存在しない、ファンドが損失を被る可能性を増大させる特別なリスクが伴うことが多い。特に、ファンドは、外国の取引所における投資者が少なく、日々取引される有価証券数が少ないためにファンドがかかる取引所で無価証券を売買することが困難になるリスクを負う。さらに、外国有価証券の価格は、米国内および／または投資者の居住法域で取引される有価証券の価格と比べて大きく上下することがある。

一部の外国市場の経済は、国民総生産の成長、資本の再投資、支払ポジションの余力および残高等の事項に関して、米国または投資者の居住法域の経済と比べて劣ることがある。一部の外国経済は、特定の業種または外国資本に著しく依拠していることがあり、外交の展開、特定の単一もしくは複数の国に対する経済制裁の実施、国際取引パターンの変更、貿易障壁およびその他の保護貿易政策または報復措置の影響を受けやすいことがある。外国市場への投資はまた、資本規制の実施、企業または産業の国有化、資産の収用または重税等の政府の行為により悪影響を受けることもある。さらに、一部の国の政府は、資本市場または特定の業種への外国投資を禁じるまたは重大な制限を課す場合がある。これらの行為は、有価証券の価格に多大な影響を及ぼす、またはファンドの外国有価証券を売買する能力またはファンドの資産もしくは収益をファンドが所在する法域もしくはファンドの資産が保管されている法域に返還するファンドの能力を損なう、またはファンドの運用に悪影響を及ぼすことがある。その他の潜在的な外国市場リスクには、外国為替管理、有価証券の価格形成の困難性、外国政府証券のデフォルト、外国裁判所における司法判断の実施の困難性、ならびに政情不安および社会不安が含まれる。特定の外国において投資者が利用できる法的救済手段は、かかる投資者の居住法域において利用できる手段と比べて範囲が狭くなることがある。

(H) 為替リスク ファンドが投資している有価証券およびその他の金融商品は、ファンドの機能通貨以外の通貨建てである場合がある。そのため、外国為替レートの変動はファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性がある。一般に、ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して上昇した場合、他の通貨建ての有価証券は、その通貨価値の下落がファンドの機能通貨への換算に影響するため、価値が下落する。反対に、ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合、他の通貨建ての有価証券の価値は上昇する。このリスクは一般に「為替リスク」として知られており、ファンドの機能通貨が強い場合には投資者に対するリターンが減少し、ファンドの機能通貨が弱い場合にはかかるリターンが増加する可能性があることを意味する。各種為替取引の利用により、ファンドまたはそのクラスは、該当する場合、ファンドまたはクラスのパフォーマンスに寄与するために特定の通貨のパフォーマンスの影響を受けることがある。投資運用会社が成績の良い為替プログラムを採用する保証はなく、ファンドまたはクラスの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合は為替変動によってファンドまたはクラスに損失が生じる可能性がある。さらに、ファンドまたはクラスは、投資運用会社が策定した通貨戦略に関連する取引費用を負担することになる。

(I) デリバティブ ファンドは、ファンドの投資のヘッジまたはリターンの強化の追求を目的としてデリバティブを使用することがある。デリバティブにより、ファンドはリスク・エクスポージャーを他の種類の金融商品よりも迅速かつ効率的に増加または減少させることができる。デリバティブは変動しやすく、以下を含む重要なリスクを伴う。

- ・ 信用リスク - デリバティブ取引における取引相手（取引の相手方当事者）がファンドに対する金融債務を履行できないリスク。
- ・ レバレッジ・リスク - 比較的小さい市場の動向が投資の価値を大きく変動させることがある、一部の種類の投資または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一部の投資または取引戦略により、当初の投資額を大きく超える損失が生じる可能性がある。
- ・ 流動性リスク - 一部の有価証券について、売主が希望する時期に、または売主がその有価証券に現在その価値があると考えた価格で売却することが困難または不可能となるリスク。

デリバティブは金融契約であり、その価値は原資産、参照金利または指数の価値に依拠するか、またはこれらの価値から派生する。ファンドは通常、原資産のポジションの代わりに、および／または金利リスクや通貨リスクなどの他のリスクを軽減するために策定された戦略の一環として、デリバティブを用いる。ファンドは、レバレッジの目的でデリバティブを使用することがあり、その場合、デリバティブの使用にはレバレッジ・リスクが伴う。

ファンドがデリバティブを使用する場合、有価証券およびその他の伝統的な投資への直接投資に内在するリスクと異なるか、またはそれを上回る可能性のあるリスクが伴う。デリバティブには、このセクション内に別途記載されている、金利リスク、市場リスクおよび信用リスク等の複数のリスクがある。デリバティブには不当な価格形成または不適切な評価のリスクもあり、デリバティブの価値を変動させるリスクは原資産、金利または指数と完全に相関しないことがある。ファンドがデリバティブに投資する場合、投資元本を上回る損失が生じる可能性がある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合にファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

(J) 社債 ファンドが間接的に投資している社債には、発行体が債務の元本および利息を支払えなくなるリスクがあり、金利感応度、発行体の信用度についての市場の認識および一般的な市場流動性等に起因する価格変動の影響を受ける可能性もある。金利が上昇すると社債の価値は下落することが予想される。満期までの期間が長い社債は、満期までの期間が短い社債と比べて金利感応度が高くなる傾向がある。

(K) ソブリン債 ファンドは間接的にソブリン債に投資することがある。かかる有価証券は外国政府機関によって発行または保証されている。かかる投資には、政府機関がキャッシュ・フローに関する問題、不十分な外貨準備金、政治的配慮、経済との関連での政府機関の債務ポジションの相対的規模、または国際通貨基金やその他の国際機関により要求される経済改革の不実施等に起因して、期日が到来したソブリン債に関する利息の支払および元本の返済を遅滞または拒否するというリスクがある。政府機関がデフォルトした場合、かかる政府機関は支払期日の延長または追加の貸付を要請する可能性がある。政府が支払を行わないソブリン債の回収に関する法的手続はなく、政府機関が返済していないソブリン債の全部または一部を回収することを可能とする破産手続もない。

(L) 為替契約リスク ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの勘定では、米ドルを売却してこれらの受益証券クラスの取引対象通貨を購入する為替取引を締結することになる。かかる為替取引により、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの投資家は、該当する取引対象通貨とこれらの受益証券クラスの基準通貨である米ドルとの為替レートの影響を受けることになる。そのため、受益証券クラスの取引対象通貨が米ドルに対して値を下げ、これ以外の変動はないとした場合、かかる受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価額が減少することにより、これらの受益者は為替レートの変動によって投資した金額の一部を失う可能性がある。さらに、取引対象通貨の金利が米ドルの金利よりも低い場合、これらの金利差は、ブラジル・レアル・ヘッジコースまたは豪ドル・ヘッジコースに関して維持される勘定の為替取引による費用となる（該当する場合）。

新興市場国通貨の為替レートは短期間で大きく変動することがあるため、外国為替レートのリスクは先進国通貨よりも相対的に高い。同様に、新興市場国通貨での取引には、政府の方針変更や外国投資に係る規制の制定を含む様々な理由によって制限が課される可能性がある。こうした規制およびかかる通貨の需給の変動により、為替取引による費用は、取引対象通貨と米ドルの金利差に基づく予想費用水準と大きく異なる可能性がある。

(M) その他のリスク 2020年3月11日、COVID-19の流行が世界保健機関によってパンデミックと宣言された。状況は動的であり、世界の多くの都市や国々が、この流行に対処するために様々な対応策をとっている。状況は急速に変化しており流動的であるため、最終的な影響を予測することは不可能であり、経済および市況は継続的な悪影響を受け世界的な景気減速が引き起こされる可能性がある。

経営者はCOVID-19に関連する動向を監視しており、既存の事業継続計画、世界保健機関および関連政府からのガイダンス、ならびに一般的なパンデミック対応のベストプラクティスに基づいて、運営上の対応を調整している。

6. 保証および補償

ファンドの設立書類に基づき、一定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む）は、ファンドに対する義務の遂行から生じる一定の負債に対して補償される。また、ファンドは、通常の営業過程において、様々な補償条項を含む契約を締結している。これらの契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは、現

時点では発生していない、ファンドに対して行われうる将来の請求が含まれるため不明である。しかしながら、ファンドには、過去にこれらの契約に基づく請求または損失はない。

7. 所得税

ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法に基づき、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金も、ファンドを構成する資産、またはファンドの下で生じる収益、ならびにかかる資産または収益に関するファンドの受益者に対して適用されない。ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、所得税に対する引当金は財務書類上に計上されていない。

ファンドは通常、米国連邦所得税上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないように活動を実施する意向である。とりわけ、ファンドは1986年内国歳入法（改正後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを意図している。ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティの取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。ファンドの収益のいずれもが、ファンドが行う米国の取引または事業に事実上関連していない場合、ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して30%の米国の税金が課される。この税金は通常、かかる収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準コード化体系740）は、受託会社に、ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に支持される可能性が高いか否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。支持される可能性の方が高いとの基準を満たす税務ポジションについては、財務書類上で認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットが減額される。受託会社は、ファンドの税務ポジションをレビューし、税金引当金を財務書類に計上する必要はないと判断した。現在、不確実な税務ポジションに関連する利息または罰金はない。

2020年9月30日現在、調査対象となっている税務期間は、米国以外の主要な税務管轄ごとに運用開始日から当会計期間までの除斥期間に基づき、様々である。米国連邦管轄による調査対象となっている税務期間には、運用開始日から2020年9月30日までの期間が含まれる。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「管理事務代行会社」という。）は、ファンドの純資産価額に基づき毎日計上され、毎月支払われる報酬を受け取る。管理事務代行会社は、純資産総額の0.02%に相当するファンド計理に関わる手数料から成る年間報酬（年間最低報酬額は22,500米ドル）に、パッシブヘッジの受益証券クラス資産の0.01%の報酬を加えた金額を受け取る。2020年9月30日に終了した期間に管理事務代行会社が稼得した報酬および管理事務代行会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(B) 名義書換事務代行報酬 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「名義書換事務代行会社」という。）は、ファンドの純資産価額に基づき毎日計上され、毎月支払われる報酬を受け取る。名義書換事務代行会社は、0.01%の年間報酬および取引1件につき10米ドルを受け取る。2020年9月30日に終了した期間に名義書換事務代行会社が稼得した報酬および名義書換事務代行会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(C) 資産保管報酬 資産保管会社は、保管資産の0.01%の資産ベースの報酬および取引1件につき15米ドルの特定の取引に関わる処理手数料を受け取る。2020年9月30日に終了した期間に資産保管会社が稼得した報酬および資産保管会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(D) 受託報酬 受託会社は、ファンドの資産から年間10,000米ドルで毎月後払いされる報酬を受け取る。2020年9月30日に終了した期間に受託会社が稼得した報酬および受託会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(E) 投資運用報酬 投資運用会社は、ファンドの資産からファンドの純資産価額の年率0.185%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2020年9月30日に終了した期間に投資運用会社が稼得した報酬および投資運用会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(F) 管理会社代行サービス報酬および管理報酬 大和アセットマネジメント株式会社（以下「管理会社代行サービス会社」という）は、日本国内の受益者に対して文書の翻訳やファンド案件に関する顧客支援といった投資家へのサービスを提供するよう管理会社から任命された。管理会社代行サービス会社は、ファンドの資産からファンドの純資産価額の年率0.20%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2020年9月30日に終了した期間に管理会社代行サービス会社が稼得した報酬および管理会社代行サービス会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

管理会社は、受益者への分配に関する方針を決定し、その分配責任において受託会社に指図をする。管理会社は、ファンドの資産からファンドの純資産価額の年率0.02%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2020年9月30日に終了した期間に管理会社が稼得した報酬および管理会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(G) 販売報酬および代行協会員報酬 管理会社は、公募受益証券の日本での販売および買戻しを行う販売会社および代行協会員を任命した。販売会社は、ファンドの資産からファンドの純資産価額の年率0.60%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2020年9月30日に終了した期間に販売会社が稼得した報酬および販売会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

代行協会員は、ファンドの資産からファンドの純資産価額の年率0.10%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2020年9月30日に終了した期間に代行協会員が稼得した報酬および代行協会員に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(H) その他の費用 ファンドは、ファンドの運用に関連するその他の費用を負担することがあり、これには（ ）政府関連の手数料、（ ）仲介手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、（ ）支払利息を含む借入費用、（ ）訴訟および補償費用を含む特別費用、（ ）監査報酬ならびに（ ）印刷費が含まれるが、これらに限定されない。

9．最新公表された会計基準

2017年3月、財務会計基準審議会は会計基準アップデート 2017-08「受取債権 - 払戻不能の手数料およびその他の費用（サブトピック 310-20）：購入した繰上償還可能な負債性証券のプレミアムの償却（以下「ASU 2017-08」という。）」を公表した。このアップデートは、購入した繰上償還可能な一部の負債性証券のプレミアムの償却期間を修正し、最も早い償還日までの期間に短縮するものである。割引価格で購入した負債性証券については、ASU 2017-08は会計処理の変更を要求しておらず、割引価格は引き続き満期までの期間にわたって償却される。ASU 2017-08は、2019年12月15日より後に開始する会計年度および2020年12月15日より後に開始する会計年度内の中間会計期間から適用される。早期適用が認められている。

2018年8月28日、FASBは会計基準アップデート ASU 2018-13「公正価値測定（トピック820）：開示フレームワーク - 公正価値測定の開示要求に対する変更（以下「ASU 2018-13」という。）」を公表した。ASU 2018-13は、ASC 820の開示に関するパラグラフを修正し、(1)「事業体は最低限開示する」という文言から「最低限」を削除し、(2)事業体による適切な判断の行使を促進するために、他の類似の「オープン・エンド型」に関する開示要求を削除するものである。ASU 2018-13は、ASC 820の他の要求事項も削除および修正する。ASU 2018-13は、2019年12月15日より後に開始する会計年度および当該会計年度内の中間会計期間から、すべての事業体に適用される。早期適用が認められている。

経営者は、ASU 2017-08およびASU 2018-13の適用がファンドの財務書類に重大な影響を及ぼすとは考えていない。

10．後発事象

受託会社は、これらの財務書類の発行準備が整った日である2020年11月16日までの決算日後のすべての取引および事象を評価した。2020年10月1日から2020年11月16日までに、受益証券の発行はなく、80,298米ド

ルの受益証券の買戻が行われた。同期間中に、156,745米ドルの分配が行われたが、その再投資は行われなかった。ファンドに関連する、報告すべき他の後発事象はない。

4 管理会社の概況

（１）資本金の額（2020年10月末日現在）

資本金の額は5,000万円です。なお、一株当たり1円の株式5,000万株を発行済です。

設立日（2005年8月8日）以降本書の日付現在まで資本金の額の増減はありません。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の管理・運用を行うことを主たる目的とします。

信託証書において規定されているとおり、管理会社の業務は、受益証券の登録名義書換事務、純資産総額の計算等の管理事務代行業務を含みます。

2020年10月末日現在、管理会社は、以下のとおり投資信託の管理および運用を行っています。

（2020年10月末日現在）

国別（設立国）	種類 （基本的性格）	本数	純資産額の合計 （通貨別）
ケイマン諸島	オープン・エンド契約型	6	3,369万豪ドル 4億7,047万米ドル 306億円 2,008万ニュージーランド・ドル 5億2,480万南アフリカ・ランド 2億3,594万トルコ・リラ

（３）その他

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、および重要な影響を及ぼすと予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の中間財務諸表は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）第76条第4項本文を適用し、我が国において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- b. 下記中間財務諸表は、独立監査人の中間監査を受けておりません。

（１）資産及び負債の状況

貸 借 対 照 表

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

（単位：円）

	前中間会計期間末 （2019年9月30日現在）	当中間会計期間末 （2020年9月30日現在）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	68,080,448	78,329,900
未収収益	2,278,715	1,347,162
前払費用	461,072	395,618
流動資産合計	70,820,235	80,072,680
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	32,376	31,740
投資その他の資産合計	32,376	31,740
固定資産合計	32,376	31,740
資産合計	70,852,611	80,104,420
負債の部		
流動負債		
未払費用	937,400	945,500
流動負債合計	937,400	945,500
負債合計	937,400	945,500
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000,000	50,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	19,916,492	29,160,837
利益剰余金合計	19,916,492	29,160,837
株主資本合計	69,916,492	79,160,837
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,281	1,917
評価・換算差額等合計	1,281	1,917
純資産合計	69,915,211	79,158,920
負債・純資産合計	70,852,611	80,104,420

（２）損益の状況

損 益 計 算 書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

（単位：円）

	前中間会計期間 〔 自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日 〕	当中間会計期間 〔 自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日 〕
営業収益		
運用管理報酬	10,774,787	8,049,742
営業収益合計	10,774,787	8,049,742
販売費及び一般管理費		
運用管理費用	711,552	791,226
支払報酬手数料	1,255,880	4,048,717
通信費	515	250
租税公課	29,170	535
販売費及び一般管理費合計	1,997,117	4,840,728
営業利益	8,777,670	3,209,014
営業外収益		
受取利息	190,479	3,502
営業外収益合計	190,479	3,502
営業外費用		
為替差損	8,228,551	772,134
営業外費用合計	8,228,551	772,134
経常利益	739,598	2,440,382
税引前当期純利益	739,598	2,440,382
当期純利益	739,598	2,440,382

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

前中間会計期間 自 2019年4月1日 至 2019年9月30日

（単位：円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他	利益剰余金 合計				
		利益剰余金					
	繰越 利益剰余金						
当期首残高	50,000,000	169,176,894	169,176,894	219,176,894	360	360	219,176,534
当期変動額							
剰余金の配当		150,000,000	150,000,000	150,000,000			150,000,000
当期純利益		739,598	739,598	739,598			739,598
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)					921	921	921
当期変動額合計	-	149,260,402	149,260,402	149,260,402	921	921	149,261,323
当期末残高	50,000,000	19,916,492	19,916,492	69,916,492	1,281	1,281	69,915,211

当中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日

（単位：円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越 利益剰余金					
当期首残高	50,000,000	26,720,455	26,720,455	76,720,455	1,008	1,008	76,719,447
当期変動額							
当期純利益		2,440,382	2,440,382	2,440,382			2,440,382
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)					909	909	909
当期変動額合計	-	2,440,382	2,440,382	2,440,382	909	909	2,439,473
当期末残高	50,000,000	29,160,837	29,160,837	79,160,837	1,917	1,917	79,158,920

注記事項

（重要な会計方針）

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度期首 株式数	前中間会計期間 増加株式数	前中間会計期間 減少株式数	前中間会計期間 株式数
発行済株式				
普通株式	50,000,000	-	-	50,000,000
合 計	50,000,000	-	-	50,000,000

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 株式数
発行済株式				
普通株式	50,000,000	-	-	50,000,000
合 計	50,000,000	-	-	50,000,000

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、外国投資信託等に係る管理に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前中間会計期間（2019年9月30日現在）

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	68,080,448	68,080,448	-
資産計	68,080,448	68,080,448	-

当中間会計期間（2020年9月30日現在）

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	78,329,900	78,329,900	-
資産計	78,329,900	78,329,900	-

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：円）

区分	前中間会計期間 （2019年9月30日現在）	当中間会計期間 （2020年9月30日現在）
（１）その他有価証券 投資証券	32,376	31,740

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、ファンド運用管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

外国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社に関する注記

大和アセットマネジメント株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

前中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）		当中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）	
1株当たり純資産額	1円40銭	1株当たり純資産額	1円58銭
1株当たり中間純利益	0円01銭	1株当たり中間純利益	0円05銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）	当中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
中間純利益（円）	739,598	2,440,382
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000,000	50,000,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(2) その他の訂正

下線部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

(v) 大株主の状況

< 訂正前 >

(2020年6月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	50,000,000株	100%

< 訂正後 >

(2020年10月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	50,000,000株	100%

2 投資方針

(3) 運用体制

運用方針の決定に係る過程

< 訂正前 >

(前略)

< 投資対象ファンドの投資運用会社 >

フィデリティについて

フィデリティ・インターナショナルは、アジア太平洋、欧州、中近東、南アメリカにおいて投資家向けに資産運用サービスを展開しています。運用資産40.1兆円、従業員数約8,500名以上を有し、世界有数の資産運用会社としてさまざまなアセットクラスを網羅する投資商品や、リタイアメント・ソリューションを提供しています。資産運用に特化し、優れた運用ソリューションとサービスによって、お客さまの求める資産形成を実現することを使命としています。

FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドはフィデリティ・インターナショナルの一員です。

< 訂正後 >

(前略)

< 投資対象ファンドの投資運用会社 >

フィデリティについて

フィデリティ・インターナショナルは、世界で250万以上のお客さまに投資に関するソリューション・サービス、退職関連の専門的知見を提供しています。創立以来、非上場で、世界で25を超える拠点で事業を展開。運用総資産額は、資産運用ソリューション・サービス事業と合わせて約47.1兆円にのびります。資産運用の専門知識と、独自のソリューションを組み合わせることで、より良い金融サービスの提供を目指しています。（2020年6月30日現在。為替レートは107.89円で算出）。

FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドはフィデリティ・インターナショナルの一員です。

3 投資リスク

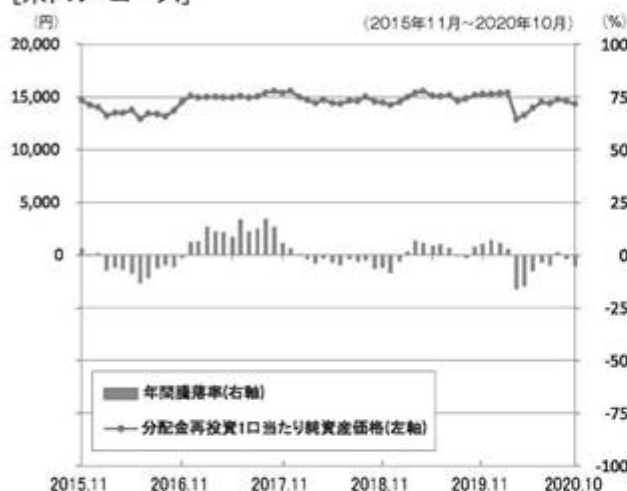
(3) リスクに関する参考情報

以下の内容に更新されます。

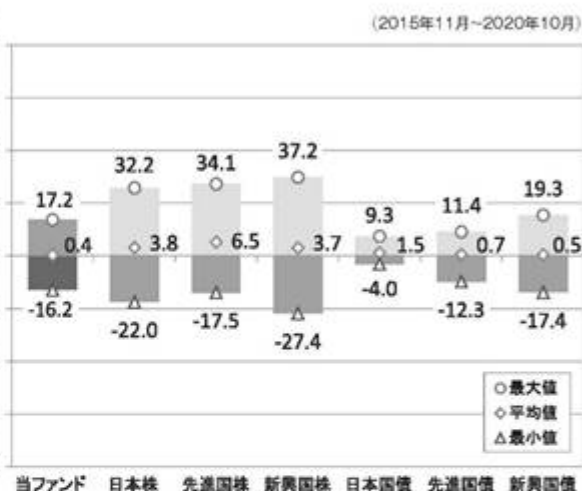
- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

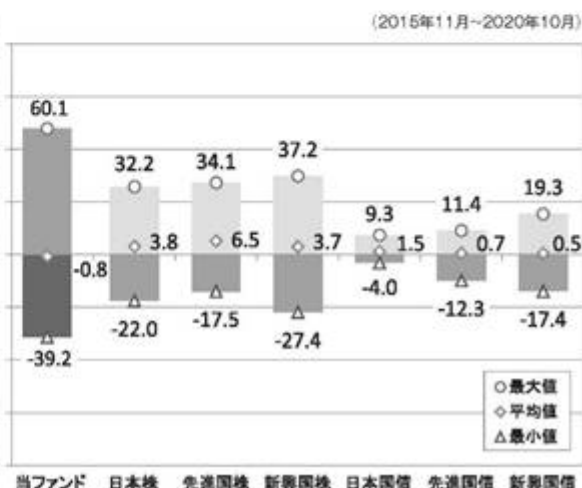
[米ドル・コース]



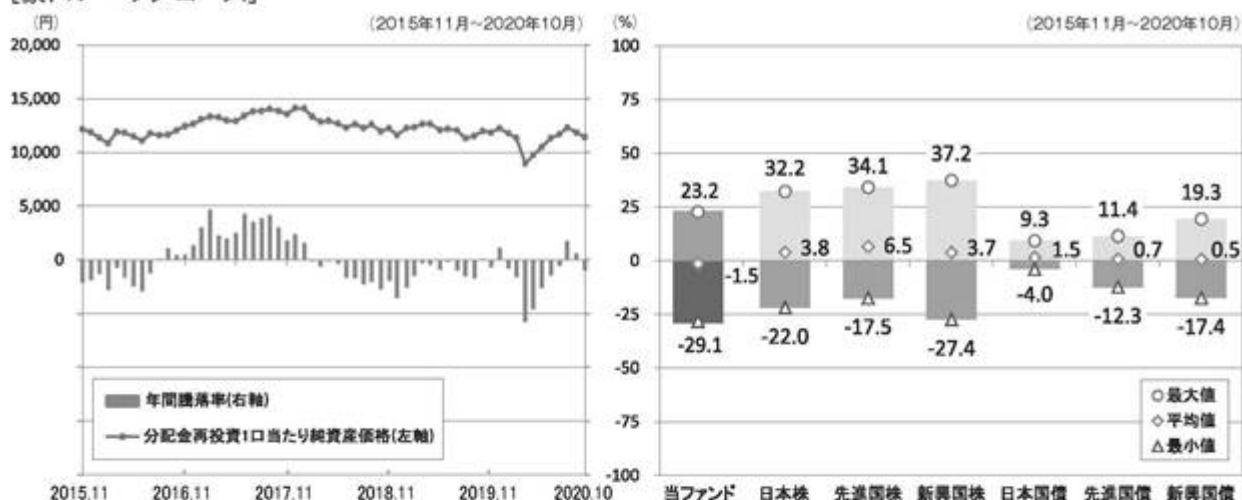
他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



[ブラジル・リアル・ヘッジコース]



【豪ドル・ヘッジコース】



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

(注) 上記のグラフにおいては、円換算した1口当たり純資産価格をもとに計算しています。

※資産クラスについて

日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債: NOMURA-BPI国債
 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.